

平成 17 年度 第 2 回主要課題改革推進委員会 議事概要

1 . 日時 : 平成 17 年 11 月 8 日 ( 火 ) 16 : 30 ~ 18 : 20

2 . 場所 : 永田町合同庁舎第 1 共用会議室

3 . 出席者

( 委員 ) 宮内義彦議長、草刈隆郎主査、白石真澄副主査、黒川和美委員、八代尚宏委員、  
安念潤司専門委員、福井秀夫専門委員

( 文部科学省 ) 樋口修資政策評価審議官、山中伸一官房審議官、永山裕二大臣官房総務課  
行政改革推進室長

( 事務局 ) 田中規制改革・民間開放推進室長、井上参事官、原企画官

4 . 議事次第

免許・採用制度及び教員評価制度の改革  
学校選択制と情報公開

5 . 議事概要

宮内議長 それでは定刻でございますので、ただいまより「規制改革・民間開放推進会議」の第 2 回「主要課題改革推進委員会」を開催いたします。

当会議といたしましては、年末の答申とりまとめに向けました喫緊の重要課題に対して重点的な審議を行うため、当委員会において公開討論を行うなどあらゆる権限を行使しつつ集中的に議論を進め、最終的には「規制改革・民間開放推進本部」などでの大臣折衝、あるいは総理の御裁断をいただくと、そのような方針で審議しております。

本日は第 2 回目の委員会といたしまして、当会議の重点検討分野の一つでございます教育分野について、文部科学省の樋口政策評価審議官を始め、幹部の方々にお越しいただき、マスコミの皆様方にも公開をいたしまして、意見交換をさせていただくことにしております。文部科学省の皆様方におかれましては、御多忙のところ御足労いただきまして誠にありがとうございます。

当会議といたしましては、教育改革、特に本年末の答申に向けて、義務教育改革を重点検討分野と位置付け、教育サービスの消費者である児童、生徒、保護者の視点を基本に、多様で質の高い選択肢を確保するための規制改革を実行するべきとの観点から、精力的に検討を重ねております。

本日は時間の制約がございますので、その義務教育改革のうちの「免許・採用制度及び教員評価制度の改革」、それと「学校選択制と情報公開」、の 2 つのテーマを中心に意見交換をさせていただきたいと考えております。

これらの課題につきましては、本年度の「骨太の方針 2005」においても抜本的な取組等を行うことが政府の方針として決定されているものであり、当会議といたしましても特に重視しておりますので、文部科学省の積極的な取り組みをよろしくお願い申し上げたいと思います。

さて、本日の時間配分といたしましては、まず意見交換の冒頭に当会議の考え方を5～6分程度で御説明を申し上げ、その後、文部科学省から当会議の考え方に対する御意見を、やはり同じ10分程度でお話をいただき、その後、2つの大きなテーマでございますので、各25分ずつ、約50分程度意見交換を行うという形で進めてまいりたいと存じます。それでは、まず教育に関する当会議の考え方について、教育分野の主査をされております草刈委員から御説明させていただきます。よろしく願いいたします。

草刈主査 それでは、私から御説明をさせていただきます。

まず、冒頭に宮内議長から骨太2005に関するお話がございましたけれども、お手元にもありますように、本日の議題についても具体的な記載がございます。教員免許・採用制度の改革におきましては「豊富な社会経験や特定分野の能力を有する人材等多様な人材の活用を促進しつつ、教員養成・免許・採用制度の抜本的見直し・改善」を行うとなっております。また、学校選択制度についても「地域の実情に応じた導入を促進し、全国的な普及を図る」と記載されております。したがって、本日は文部科学省から具体的かつ明確な御意見なり方針を聞かせていただけるものと期待しております。

また、お手元の当方のポジションペーパーにございます教育改革4点のうち、時間の制約がございますので「免許・採用制度及び教員評価制度の改革」と「学校選択制と情報公開」については全部で50分程度と、宮内議長から申し上げたとおりでございますが、教育バウチャーの制度については、本日は議論の対象にはなっておりませんが、最後に若干時間を割きまして、文部科学省の検討の進捗状況について御説明をいただき、私の方から若干のコメントをさせていただきます。

それでは、私ども教育改革に関する会議として、お手元の資料に応じて御説明をさせていただきます。

お手元に、主な資料は3つあります。

1つは、A3の横長の資料。「教育改革に対する当会議からの問題提起 - 年末答申に向けて」。言わばポジションペーパーです。

2番目が、資料集で、資料1～8までお手元にあると思います。

それから、つい最近、内閣府で実施しました保護者に対するアンケートもときどき参照させていただきたいと思っておりますので、付けておきました。

それでは、まず、この横長の紙を中心に御説明をいたします。

保護者アンケートの中には、現在の学校教育に不満だという回答をされた保護者が43%にも上っている。これは義務教育課程でのゆゆしい事態だと私どもはとらえておりまして、これを解消することが喫緊の課題である。これが私どもの問題意識の原点だと御理解下さい。

まず、今日の最初の、これがメインテーマになるかと思いますが「1. 教員の質の向上を目指した免許・採用制度及び教員評価制度の改革」ということでございます。これは、一番上に「骨太方針2005」と書いてありますが、6月21日の閣議決定されたものです。

要するに、社会経験、特定分野の能力を有する多様な人材の活用を促進しつつ、教員養成、免許、それから採用といったことの抜本的な見直しを行うべしというのが骨太でございます。

まず、左側であります「(1) 免許・採用制度改革 ~ 社会人経験者を含む多様な人材の確保・活用に向けて~」、これはさっき申し上げた骨太にあります記載の「豊富な社会経験」というところを援用したものであります。

「現状の問題点」として認識している点を、2点申し上げます。

教員の採用というのが、大学で教職課程を修了したものに事実上限定されているというのが今の実態でございます。免許を有しない者で有能な人材、多様な人材の教員への任用が非常に狭い門になっているということで、社会人登用の促進を目指したはずの特別免許状の授与件数が、平成16年でわずか149件しかないということがそれを如実に示している。

資料1に書いてありますように、任命権者の推薦だとか、検定試験だとか、それから一番問題なのは、都道府県の教育委員会が決定するということになっていて、現場のイニシアティブが発揮できていないという点であります。2番目、団塊世代の大量退職、少子化に鑑みて、中長期的な要員計画を策定して、社会人経験者を含む多様な人材活用を図るとともに、いたずらに今の教員数を確保するというところに走るのには厳に戒めるべきではないかという問題意識であります。

1つは、昨今の教育についての問題のポイントは、教員の量ではなくて質にあるという点。だから、量を幾ら増やしてもだめですという意味です。

2番目は、公務員コストの圧縮の流れからいって、安易な数合わせというのは許されない状況にある。ユーザーの減少に見合った要員計画をさせるべきであるという意味でございます。

これの「改革案」として、ここに3つあります。

要するに、有用な人材を広く門戸を開放するようなシステムを作りたいということで、まず最初に「免許状を有しない者の採用の容認(一定期間内の事後取得を可能に)」。ただし、一定期間内の事後取得が前提。

2番目に「期限附任用(期限付きの正式採用)の制度化」。これは言わば、これからいろいろ歪んでくる要員構成のアジャストにもなるということで、我々の考えている主たるターゲットとして退職された教員などの有能な方の活用というところに力点があるということです。

それから「特別免許状取得要件の大幅緩和(推薦要件の撤廃等)」。これは、先ほど申し上げたことで、まだまだ活用しているとは言い難いということで、現場のイニシアティブを生かしてやってもらいたいということでもあります。

内閣府のアンケートでも「社会人経験のある教師採用」、賛成89%という結果が出ております。これは資料3にあります。

続いて、右側に参りますが「(2) 教員評価制度の確立 ~ユーザー(生徒・保護者)による教員評価の実現に向けて~」。ユーザーといいますか、学習者といいますか、生徒・保護者による教員評価の実現というのが非常に大事なのではないかという点であります。

「現状の問題点」として、公立学校教員は公務員であるがゆえに、不適格な教師を排除するのは極めて実質的に難しいということで、指導力不足教員は年々増加しているということで、ここに書いてあるように、3年間で大幅に膨らんでいるということであります。

2番目に、条件附採用期間。これは1年の制度ですが、この評価で、学校側が採用はだめという意見を教育委員会に対して具申することは実質的に極めてまれになってしまっている。

条件附採用後に正式採用にならなかった人数は、多ければいいというものではないですが、平成16年度で191人、たったの1%以下になっている。これは随分増えたとおっしゃいますが、まだまだ入口チェックにはなっていないという認識であります。それから、不採用がゼロという都道府県も去年は18もあったということで、30%に当たります。

この「改革案」として御提案であります。まずユーザーによる定期的な教員評価の制度化。これは、定期的な質の点検という意味で、学校評価の中で教員評価というのが最も重要なアイテムであろうという認識をしております。その一環として、条件附の採用期間の厳格な運用、つまり、まず入口で不適格者を排除するシステムをしっかり作る。これは、今、機能不全になっているということです。

補足的に申し上げますと、ヨーロッパの教育先進国では、ユーザー、生徒や保護者による教員の評価が徹底をしています。これは資料4を見ていただいて、イギリスの一つのモデルが書いてございます。内閣府のアンケートでも、どのような基準で先生の処遇を決定すべきかということですが、これについて「保護者からの評価」というのが59.5%あるということで、これは次の項目に関係します。

2番目の提案として「能力・実績評価を重視した人事制度への転換」。これも、早晩、全公務員に適用されるものでありますから、質を問われている教員には先駆けて是非やっていただきたい。

これも、資料5を見ていただきますと、いわゆる教員評価というものの、それからどうやって処遇を決定すべきかというようなことが書いてございますので、御参考に見てください。

それから、教員公務員の身分保障の緩和も視野に入れて、いわゆる分限基準の明確化。これは不適格教師に退場していただくということで、これまた公務員制度改革全体の流れの中でやはり問題が出てくる件だと思っております。

次のページ「2. 学校選択の自由の徹底」というところですが、これは「骨太方針」にも「学校選択制について、地域の実情に応じた導入を促進し、全国的な普及を図る」と書いてあります。

「現状の問題点」は、学習者あるいは保護者の選択の自由が法的に規制されている。こ

れは、資料 6 を見ていただければおわかりのとおりで、2 つの施行令と施行細則によって、あらかじめ保護者の意見を聞くことができるけれども、いわゆる市町村の教育委員会が指定をするということになっている。ここで規制があるということです。今、導入している自治体は極めて少ない、10% 以下である。

「改革案」でございますが、これについては、要するに教育委員会による「学校指定」の制度から、保護者による「学校登録制」への転換ということ、つまり「官が割り当てる仕組み」から「利用者が選べる仕組み」への転換を文部科学省に主導していただいて、そういう法的な措置を取ってもらいたいということで、これもアンケートを援用しますと、導入賛成が 64% 以上ということがございます。これは、いわゆる学校選択制の原点みたいなことがここにあるということでもあります。

次に「3. 情報公開・評価の徹底（全国的な学力調査の実施を含む）」とございますが「骨太方針」には 2 点書いてあります。「学校の外部評価の実施と結果の公表のためのガイドラインを平成 17 年度中に策定する」。2 番目に「児童生徒の学力状況の把握・分析、これに基づく指導方法の改善・向上を図るため、全国的な学力調査の実施など適切な方策について、速やかに検討を進め、実施する」と書いてございます。ですから、学力調査については我々も実施をされるべきだと考えております。

「現状の問題点」なんですが、学校を選択するための学校に関する情報公開が非常に徹底していない。学校は自己評価をされているわけですが、これは 90% 以上はやっているのに、公表は 40% 以下。それから、外部評価は、実施が 60% で、公表の方は当然のことながら進んでいるということで、この辺のところの評価項目、評価方法が統一されていないので、この辺のところを相当程度、しっかりとセットアップしたいということでもあります。

「改革案」ですが、まず最初に、具体的な情報公開項目のガイドラインを早急に策定してもらいたい。これは、添付してある内閣府のアンケートの 21 ページに、提供してほしい情報というのを父兄から取っております。これも御参考いただければいいかと思いますが、要するにこういうガイドラインをこの辺のことを参考にしながら作っていただきたい。

それから「全国的な学力調査の悉皆的な実施、学校毎の結果公表」という情報公開であります。

申し上げておきますが、成績だけを公表してくれということでは決してありませんで、成績も重要なアイテムであるという認識をしております。

「4. バウチャー構想の実現（児童生徒数に応じた予算配分の実現）」。これは今日のテーマに入っておりませんが、ここでも「骨太方針」ではっきりと、海外事例の実施等を検証して、また教育における利用券制度、これがバウチャーのことですが、これの有効性、問題点の分析などをして、さまざまな観点から検討して、重点強化期限内、つまり平成 18 年度内に結論を得るというふうになっております。

「現状の問題点」。これは、今回、義務教育段階に限定をして書いてありますが、要するに学級数・教員数を基準とする機関補助であることから、児童生徒・保護者の評価が無

関係になっており、学校側に改善努力を促すインセンティブがはたらいっていない、それが1点。

それから、今の公的助成に極端な公私間の格差があるので、児童生徒・保護者の負担も不公平になっている。

資料8を見ていただければ、私立、公立の予算の配分の状況が出ています。

最後に、ヨーロッパの教育先進国は児童生徒数に応じた予算配分制度を長期にわたって導入済みかつ定着をしているということがあります。

「改革案」としては、申すまでもありませんけれども「公私等、学校の運営形態の別に拘らず児童・生徒数を基準とした予算配分の実現（学校選択制が前提）」を是非、この2年間でやってもらいたいということでございます。

宮内議長 ありがとうございます。

それでは、文部科学省から当会議の考え方に対します御意見を頂戴したいと思います。よろしく願いいたします。

樋口審議官 ありがとうございます。

まずは、本日、宮内議長も御出席のこのような場で意見交換の機会を与えていただきましたことに対しまして、御礼を申し上げます。

御案内のとおり、今年度は私ども中教審の総会の下に「義務教育特別部会」を設置いたしまして、2月から10月まで集中的な議論を行いまして、義務教育の構造改革を進めようということで義務教育全般について精力的な審議を行い、先般、答申を出させていただいたところでございます。

この間、この「規制改革・民間開放推進会議」の教育ワーキンググループにおいて、文部科学省といたしましては計6回ヒアリングに対応させていただきました。教職大学院や教員の免許・採用、あるいは学校選択制や学校評価等に関する事項について、今、草刈主査から御指摘ございました問題等につきまして、中教審における審議状況や当省としての考え方の一端を御説明申し上げていたところでございます。

文部科学省といたしましても、21世紀は知識基盤型社会であると。その知識基盤型社会に対応できる人間力の育成を目指した義務教育の改革に取り組んでいるところでございまして、本日はこれらの事項について、改めてさまざまな御意見を伺いながら、年末に予定されております貴会議の答申策定に向けまして実りある意見交換をしたいと考えておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

具体の説明は、初等中等教育局の担当審議官が来ておりますので、御説明を申し上げます。

そして、教育パウチャーについては、最後の場面で私の方から、今の進捗状況について御説明申し上げさせていただきたいと思っております。

それでは、山中初等中等教育局担当審議官から御説明申し上げます。

山中審議官 初等中等教育局の担当審議官の山中でございます。よろしく願い申し上げ

げます。今、樋口の方から申し上げましたように、中教審で義務教育改革ということで検討いたしました。今後、資源に恵まれない日本、どうやって国際社会の中で生きていくかということで、やはり教育が重要であるということで、国際的に質の高い教育の実現を目指す。教師に対する信頼を確立する。現場の主体性、創意工夫で教育の質を高める。そのための教育条件をしっかりと国としても責任を持って整備する。こういう4つの柱を立てまして、具体的な提言を行っているところでございます。

本日の議題になっております、まず免許・採用、それから教員評価の関係でございますけれども、お手元の資料で「教員免許・採用等について」という資料がございますけれども、ここにございますように、教員につきましても、しっかりとした専門的な知識を持っていただいて、それで子どもの教育に当たっていただくという考え方から、それぞれ学校あるいは教科について相当する免許状を持っていただくという仕組みになっております。

それに対して、免許状を持っていない方、そういう社会人の方で、学校で教育したいという方もおられます。そういう方を、どういう形で学校の中に先生としてお迎えして教えていただくかというところがあるわけでございます。

「2. 免許状の種類」というものがございまして「普通免許状」というのが、一般的な教員養成課程という、大学のところで養成される先生でございます。

「特別免許状」というものがございまして、これも先ほど草刈主査の方から御指摘もございましたけれども、これは免許状を持っていないけれども、是非この先生を任用したいということで、任命権者の方から推薦して、都道府県の教育委員会が、教職課程を履修していない方でも特別に免許状を与えられるという仕組みができております。

これにつきまして、先ほど、十何年も経っているにかかわらず、百数十人ではないかという御指摘がございました。確かに、制度ができて数年、余り活用されていないという状況がございまして、そのようなことも含めて、平成14年により活用しやすいような形という制度改正を行ったところですが、ここ2年ぐらいは年間50人弱ぐらいの方がここで特別免許状という形で免許状を取得しております。

ですから、150人弱でございますけれども、3分の2ぐらいはここ数年でございまして、私どもとしてはいろいろな形で社会人の方を活用しようと、学校を社会に開かれたものにしていこうという動きが強まっておりますので、この制度が使いにくいというよりも、この制度を使って、現在は教員免許状を持っていないけれども、先生として任用しようとする教育委員会も増えてきたのではないかと考えております。

それから、期限付き任用の制度化ということがございました。これは、特に今、40～50歳代の先生が多いということで、今後、その方たちの大量の退職の時代を迎える。そうすると、新規採用してしまうと人事構成のアンバランスが、今のようないものがまたもう一回出てくるのではないかと懸念だと思っております。私どももそういう懸念を持っておりますし、これは各任命権者、都道府県の教育委員会が公立小中学校の先生を任用しておりますので、それぞれの都道府県も、やはり今と同じようなアンバランスという

ものをつくり出すということは避けたいという思いは強くございます。

また、今後の子どもの数につきまして、今、大体年間 110 ～ 120 万人ぐらいのところでございます。これがどう推移するかというのはございますけれども、余り変わっていないという状況がございますので、そういうことも考えながら、これは最終的にはそれぞれ任用する都道府県の教育委員会が判断するということになりますけれども、退職した方の活用でございますとか、いろんな形での制度の活用をしていくということになると思っております。

一応、現在、公務員全般についてでございますけれども、地方公務員全体について、平成 14 年から一般職の任期付き職員の採用に関する法律というものがございまして、これで一般的に地方公務員に関しての任期付きの任用ができるということになっておりますので、ここの中で若干、公立学校の先生の場合でも活用されている事例もあることを御紹介しておきたいと思っております。

私どもとしても、資料の一番下に「4 .免許主義の例外」というものもございまして、これは学校の先生を助けるという形で、特別非常勤講師という形でございますけれども、ここで、平成 15 年でございますと、実は約 2 万人の方が、いろいろな方に学校の中に入っていて、子どもに教えていただいているということがございます。これは特別非常勤講師制度という制度でございますけれども、こういう形では日本の公立学校においても、かなり社会人の方の活用が図られている実態があるということは御承知いただければありがたいと存じます。

続きまして、教員評価の確立というところでございますけれども、この教員評価につきましては、先ほどプラスでお配りいたしました「新しい評価システムの構築」というもの、資料番号を付けていなくて恐縮でございます。

私どもも同じ思いを持っておりまして、やはり学校教育の成果というのは、結局は教師と子どもの関係でございますので、いかにしていい先生を確保するのか。また、先生がしっかりと教育で成果を上げていただくという、そののところを確保していかなければならないと思っております。

公務員全般の勤務評価といいますか、人事管理の改革というものも進むと思っておりますけれども、教師はまさに教室の中で 1 対数十人ということで、1 人で向き合って教育をするというわけでございますので、教師にしっかりとした教育を行ってもらう。そこで実績を上げたという場合、それをしっかりと評価していく。その評価の結果というものを、処遇ですとか、研修ですとか、いろんなところで適切に反映していく。そういうシステムを作っていく必要があると考えております。

こういうことから、全都道府県、指定都市の教育委員会に教員評価システムを作っていたきたいということで、平成 15 年から調査研究を委嘱するという形でやっております。平成 17 年度中には 55 の教育委員会で新しい評価システムに取り組むという状況になっております。これは、55 といいますか、61 というのは任命権を持っているのが都道府県教育



委員会と指定都市の教育委員会でございますから、それを足したのが 61 で、そのうちの 5 がそういう新しい評価システムに取り組むという形でございます。

例えば、どうなっているかというのは 2 枚目でございますけれども、ある意味で目標設定をして、それを実行して、それで自己評価、それに校長なりの評価。それで、次の年の目標設定、さらなる改善につなげていくという Plan・Do・See・Check、そういう形のサイクルを教員の教育活動の中にも入れていこうという形でございます。

また、この場合、その中で保護者の方の意見とかそういうものも聞く場合もございますし、あとは学校評価といいますが、そういう面にもなっておりますが、学校の運営の中に保護者とか地域の方の声を入れていくというシステムについても、現在、学校評議員あるいは学校運営協議会という形で保護者、地域の方が学校の運営に加わっていただくというシステムも制度的には作っております。

例えば、学校運営協議会でございますと、現在、まだ 31 校、去年できたばかりの制度ですが、これですと、教員の人事について外部の方の学校運営協議会が任命権者に対して意見を言えるというふうな制度。そういうものも作ってきたということでございます。できるだけ、学校だけ、教育関係者だけでなく、保護者、地域住民に開かれたそういう学校の運営というものをやるような、そういうシステムを作っていこうというのは同じ思いでございます。

学校選択でございますけれども、学校選択につきましては、資料ですと「就学すべき小・中学校の指定について」という資料でございます。

現在、小中学校ですと、市町村が設置しておりますので、子どもの数に応じて学校を設置しなければならないということになっております。そこで、複数の学校がある場合には、これはどこの学校に就学するのかということは、一応、教育委員会の方が就学すべき小学校とか中学校を指定するということになっております。

その場合に、例えば平成 9 年には通学区域の運用に当たって、保護者の意向にも十分配慮したような工夫を行うとか、あるいは平成 15 年には学校教育法の施行規則を改正しまして、市町村の判断によって学校選択制を導入できること及びその手続等を明確にするというふうな規定も整備したところでございます。

めくっていただきますと、現在、小学校の入学時について学校選択制を導入している教育委員会は 8.8 %でございます。これは、最終的にはどういう形で子どもの就学すべき学校を指定していくかというのは市町村の教育委員会が決めるという権限になっておりますので、今、制度的にはそういう形での、学校選択制をやる場合にはしっかりと保護者の意見を聞くという形の手続を明確化したところですが、それが平成 14 年でございますので、ここ数年、いろんな形での学校選択制を導入している学校が増えているというところがあるかと思っております。

小学校が 1 ページで、中学校が 2 ページ目でございますけれども、中学校の方が若干、割合が多くて、11.1%ということでございます。自治体数が少ないのに割合が多いのは、

市町村で一つしか中学校がないというところも多いものがございますので、複数の中学校があるという自治体の中で選択制を導入しているのは幾つかということで、自治体数は少ないですが、パーセンテージは多いということになっています。

ここもご覧になっていただくとわかるように、ここ数年で伸びている。つまり、そういう保護者なり、地域なりというものの要請があり、それに応える形で、教育委員会も現在ある制度を活用しながら学校を選択制というものを導入してきているという状況がおわかりいただけるかと思えます。これではまだ不十分だという御指摘であると思えますけれども、そういう状況でございます。

最後は、学校の評価とか情報公開の関係でございますけれども、これについては学校評価は、今は自己評価をすることと、自己評価の結果を公表することが努力義務ということになっております。その結果「学校情報と情報公開について」という資料でございますけれども、2ページ目にグラフ等でやっておりますが、公立の小学校でございますと、自己評価が98.5%で、外部評価が71.6%。中学校は98.4%、外部評価は69.1%といったような状況になっております。

ただ、次のページにございますように、公表はどうだという点になりますと、自己評価は公表していないのが6割、外部評価はやはり外部に評価してもらっているものですから、公表しているのは8割という感じですが、ここは中教審でも、今、議論しておりまして、やはり保護者の方にしっかりと評価をして、その情報を公開していく。それによって、地域、保護者の方の学校運営の参画といいますか、そういうものも進めていこうという形を考えておりまして、中教審の答申の中でも自己評価と、その結果については義務づけという方向が出されておりますし、また、外部評価についても更に進めていくという方向が、充実方策を検討しろということが出されております。

また、学校の評価についてのガイドラインにつきましては、現在、骨太方針に従いまして検討しているという状況でございます。

基本的に、この中教審の答申もそうなのでございますけれども、国としては標準的な義務教育でございますので、ナショナルスタンダードというのを決める。その上で、それぞれの学校、市町村が特色にあった形での教育を実施していただく。国としては、最終的に国として標準を決めたというものがどれくらい達成されているのかという結果を検証していく。そういう役割を担っていこうと。そういうことが基本の、この義務教育改革、構造改革ということを考えておりまして、また、御意見をいただきながら義務教育を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

宮内議長 ありがとうございます。

それではただいまから意見交換に移りたいと思いますが、先ほど申し上げましたように、まず前半は免許・採用制度及び教員評価制度の改革につきまして御議論をいただければと思います。

それでは、どうぞ。

福井専門委員 地方公務員の任期の特例についてお伺いします。私どもで調べたところによりますと、例えばITの専門家ですとか、非常に特異な専門的な知識・経験がある人を採用したい場合に5年を超えない範囲で、しかも、再任がないという前提で採用ができるという制度がございます。

私どもの調査によれば、本年の7月1日現在で公立学校の教職員では3例のみでございます。東京都の中学校長、岐阜県の小学校長、神奈川県横須賀市の英語教員ということで、実際にはわずか3例ですのなかなか普及していないといえます。しかも、普及していない理由が何となく想像できるわけですが、要するに再任がない、しかも専門的知見という極めてピンポイントの知識を有する人を求める場合に限った制度ですので、一般的に小学校・中学校などで教える適性があるとか、意欲がある方を拾い上げる仕組みになっていないのに加え、任期が来た後、更新がないことが運命づけられているような職業に応募する有能な人はそれほどいないわけでありまして、やはりこの制度ではかなり限界があると思うわけです。

ですので、少なくとも教員の場合については、地方公務員一般則としてこういうのがあるのはさておくとしても、もっと教育公務員の実情にあった任期付きの任用制度をよりジェネラルな形で是非樹立していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

山中審議官 先生御指摘のように、この任期付きの職員制度は地方公務員一般の制度でございますので、その中で教員も適用できるところは乗っていくと。専門的な知識・経験とか、その辺で5年間という制度でございます。

これも、教育委員会で使おうと思えば、今のところ3例でございますので、これでやればうまくいけるといところは活用できると思いますけれども、これで今後、大量退職していったら、その後、どういう形で均衡ある職員構成にしていくかというところにすべて対応できるというものではないと思っております。

ただ、こういうものもございますので、こういう制度も活用はできるのではないかと思います。

福井専門委員 この制度も活用できるのは確かなんですが、ただ、この制度で活用できる場合が極めて限定的だと思えます。専門的、しかも更新がないということですから、同じ任期付きでももうちょっと一般的な制度というのは一般則で考えればいろんな可能性があるはずですよ。

例えば更新があり得る条件付き採用のようなものもあるでしょうし、また、特定の専門でない形もあると思うわけです。だから、そういったバリエーションが豊富な方が恐らくいろんな多様な人材、優秀な人材を集めるのにはチャンネルが多くなって有利だろうと思うので、御検討いただきたいと思えます。

山中審議官 あと、先ほど草刈主査からございましたように、退職された方、これはまさに経験を持っておられますし、それにまだまだ有能で、更に後進の指導とか、生徒の指

導とかそういう面でも活躍していただける方ということもあろうかと存じますので、そういうことも、今、いろいろ都道府県の教育委員会等にもお話を伺っているところなんですけれども、いろいろ活用しながら、今後の、余りでこぼこのないような、各学校でもそれなりの人事配置ができるような、年齢とか、経験とかそういう採用をしていきたいということで、工夫はしようということを考えているという状況でございます。

草刈主査 それは、是非お願いしたい。団塊世代が大量に退場していく。そうすると、今度はその大量に抜けた部分をどうやってカバーしていくかという要員計画の問題になってきますね。

そのときに、何でもいいから今までの人数を確保すればいいんだと言ってどんどん新規採用してしまうと、またでこぼこになるというのが1つ。その一つのバッファとしてそういうことがあり得る。

それで、期限付きでやる気のあり、なおかつ非常に評価の高い先生方にステイしてもらうというのも一つの方法だと申し上げた。

ただ、本命は、これに書いてある中の2つ、つまり、特別免許状の取得要件を緩和していく。この資料1にありますけれども、いろいろ制限が付いているのをできるだけ外していくって、社会人とか途中から入ってくる人たちに門戸を開放できるような制度を作る。これが、まず間違いなく柱になるのではないのか。

もう一つは、一番上に書いてある、まず免許のない人を採用して、その後、一定期間に取得をさせるという手もあるのではないか。その辺のところを組み合わせさせてやっていただく。それから、ちょっと気になることをおっしゃったので、1点だけ確認をしておきたいのですが、先生が大量に退場します一方で、少子化という現象が、今の段階から徐々に来ますね。そうすると、やはりユーザーそのものが、ユーザーという言葉は余り好きではないようですが、トータルとして当然減っていくわけです。そのときに、やはりそれに見合っただけの採用の仕方、あるいは要員計画というのを立てないと、何でもいいから30人学級にするんだとか、そういう議論というのは恐らく通らないだろう。つまり、今、問われているのは、さっき申し上げた量ではなくて質の問題ですから、そういうことで、やはりそのところは十分考えていただきたい。

さきほど、実はそんなに減らないとおっしゃいましたけれども、決してそんなことはありませんね。あと10年ぐらい経つと生徒の数が随分と減っていきますね。それはおわかりですね。

山中審議官 それは今までに比べて、110万人とか、120万人とか、そのぐらいで、昔は戦後のベビーブームの波が幾つかの波で来ていたんですけれども、最近はその波が余り来なくなってしまって、だらっとなっているんで、予測は困難なんですけれども、昔に比べると、そこは予測がむしろ子どもの数がそんなに増えていかないという状態が続いて、昔みたいな戦後のベビーブームの波が小さくなってきているということ。

草刈主査 私どもで予測したデータがあります。それを見ながら議論した方がいいと思

いますので、後で御提示します。

福井専門委員 特別免許状ですけれども、今までに累計で32万中149件というのは、かなり少ないという印象を持ちます。私どもで都道府県の教育委員会、あるいは現場の校長先生など、かなり多数の専門家、実務家のお話もお聞きしましたが、こういう制度があること自体を認識されておられない現場の専門家の方、実務家の方がかなりの数いらっしゃるというのが実情でした。

そういう意味では、内閣として豊富な社会経験を有する人材など、多様な人材の活用を促進して、教員免許制度の抜本見直しや改善を行うということが決まっているわけですから、教育委員会によって温度差があって、ある教育委員会は熱心にこういう制度を使うけれども、あるところは使わないということがあるのでは、国民、あるいは子どもの教育を受ける権利にでこぼこができることになるわけで、ここは是非文部科学省の方でかなり具体的に、これをどういう場合にどう活用すべきなのか、さらに基本的には、こういう制度をもっと活用するというのは政府、内閣の、あるいは国民の方針なんだということを中心に丁寧、具体的に、基準も示して情報提供したり、あるいは助言をされるということを是非やっていただきたいと思います。

宮内議長 どうぞ。

白石副主査 御説明ありがとうございます。

2点御質問させていただきたいのですが、福井専門委員もおっしゃった特別免許状のことなんですが、平成17年度時点でこれを活用している県はわずか8県。ほとんどが高校でございまして、香川県で1件だけ中学校の実績がある。その科目を見ても、看護とか工業等の、若干特殊な科目といたしますか、国語とか、算数とかそういう一般教科でなく、非常に偏っております。

特別免許状が広がっていかないというのは、やはり制度はあっても、そこに制度的な何か欠陥があるから広がりを見せない。それについて、どういう点が問題かということが1点でございます。

2点目は、教員評価のことなんですけれども、こういう言い方をするとすごく失礼なんですけど、問題がある指導力不足の先生に退出していただいて、非常に指導力に優れた、子どもに好かれる素晴らしい先生に残っていただくためには、今から申し上げる2つの点が非常に重要だと思うんです。

1つ目は、公正で、かつ透明で、厳格で、そこに利用者が参加した評価制度でございます。

2点目は、それに基づくインセンティブでございます。これは金銭的な報酬のみならず、例えば研修とか、外部で一定期間、何か海外留学といった研修でもいいと思いますけれども、それに基づくインセンティブが必要。今回行った内閣府の調査でも保護者の多くがこれを望んでおります。

先ほど御説明をいただきました学校評議員制度と、学校運営協議会ですが、これによって

学校運営の評価の一部はなされていると思います。私も、息子の学校でこの学校評議員を2年させていただきましたが、時間的にはわずか1時間で、その後、参観を30分程度して、年間の学校行事計画についてしゃんしゃんとお疲れ様でございましたという感じなんです。これは、校長先生の学校運営に対して物を申す場でございますけれども、先生一人ひとりの資質について物を申せる場ではございません。

私は、先ほど最初に申し上げた観点からするのであれば、是非、先生一人ひとりの資質について、保護者ないし子どもたちが評価をしていく仕組みを組み込んでいくべき。先ほどおっしゃったことがすごく気になったんですけれども、現在、学校運営協議会が31ケース。この中で、保護者が人事に意見を言えるというような制度を持っていらっしゃる。これについて、何か保護者が人事に対して意見を言える根拠がとおりになるのかどうか。根拠がない中で保護者が人事権限を持つということは非常に恐ろしい点でございますので、この運用についてお伺いしたいと思います。

山中審議官 まず、特別免許状制度でございますけれども、これにつきましては御指摘のように、制度的には昭和63年にできまして、途中で文部科学省の方でも検討して、余りに活用が少ないのではないかとということもございまして、平成14年の時点で、例えば期限があったものを撤廃するとか、幾つかの制度を改革いたしまして、より使っていただけるような、使いやすいような特別免許状制度にしようということをしたところでございます。

その後、平成15年度が47件で、平成16年度は49件ということでございまして、その前は、例えば平成14年度ですと6件、平成13年度ですと4件ということでございまして、ここで、私どもも制度を改正いたしましたし、こういうものができましたということもPRいたしました。

また、今、毎年、教員の採用等についていろいろな形で工夫をしていただいていますので、その各県の取組みの状況、どういうところを採用に当たって工夫しているか。

例えば、さっき社会人の方もございましたけれども、年齢制限を撤廃して採用試験をやるという県も増えてきております。そういう状況も含めた形で、よりやる気の持った、あるいは多様な、多彩な先生を任用するような形で工夫していただきたいという通知をやっていますが、そういう中でも、こういう点も含めてお願いしているというところでございます。

次に、評価システムでございますけれども。

白石副主査 なぜ広がっていないか、その問題点をお聞きしているんです。

山中審議官 1つは、先ほど先生御指摘のように、今の使われている分野、高校が多いのと、看護の分野ですとか、やはり学校の現場の中でこういう人材を教員免許状を持った方の中から得にくいという方の養成といいますか、そういうニーズがある分野がこういう分野であるということではないかと思っております。そういうニーズの高いところが、やはりこういう特別免許状制度を活用して、それで任用されているということであると思っております。

ですから、このニーズというものが、また他の分野になれば分野も拡大するということになるかと思っております。

白石副主査 それは、推薦要件という非常に複雑な手続を経ているからではないでしょうか。

山中審議官 一つは、今の推薦要件というのは、都道府県の教育委員会の方が特別免許状を授与するということになっておりますので、任用しようという方が推薦するということになっております。

例えば、私立学校ですと、私立学校が都道府県の教育委員会に対して特別免許状を与えてほしいということで推薦していくということでございます。

福井専門委員 これは免許ですから、任用であってもいいと思うんですが、免許としては独立に、直後に任用につながるのではない形でも同じような判断があり得てもよろしいのではないのでしょうか。

いずれにせよ、最終的な判断権者は都道府県教育委員会ですね。だから、任命の際に当たってだけ発給されるというところにはかなり限定がある。

もう一つは、任命権者の推薦です。その段階でということだけでなく、むしろ任命したいと思えば、その時点で免許を持っている人を優先しなければならないというような法令の建前、制度の建前にはなっていないはずですので、要するに、免許取得者から人材を得られない場合に限ってのみ、この制度に行くんだという思い込みがどうも現場では強いようです。そうではなくて、いろんなルートから採用するときの一つのチャンネルにすぎない。免許を持った人の母集団、それから免許を持たなくても特別免許状の要件に該当するような豊かな社会人経験等を持たれた方の母集団、それぞれを採用の母集団の中で対等に扱って、とにかくいい人材を得るということで考えてください、ということをもっと具体的に、手順としてもはっきり教えてあげないと、現場がかなりの程度、誤解しているような気がいたします。

山中審議官 さっきから先生おっしゃられるのは、まず任命権者というよりも、私は先生になりという方が免許状を持っていない。そういう方が。

福井専門委員 特別免許だけとりあえず入れていくというルートもあっていいのではないかということです。

もう一つは、任用に当たって、とにかく母集団を広げるという意味合いでこれを使ってもいいんじゃないか。両方あり得るんじゃないでしょうかということです。

草刈主査 もう一つ、しつこいようですけども、結局、長期要員計画を立てていく中で、なるべくバランスよく教員の数を整えたいわけですから。そのときに、先生になりたい方に特別免許状という制度があるよと言って、必要なところをそれによって補充していくというやり方も当然あるわけで、その辺のところを文部科学省としていろいろ御指導いただくという余地は多々あるのではないかと。

山中審議官 まさに特別免許状を持っていない人でも採用できるという仕組みですから、

私どもはこの制度を導入したというのは、免許状を持っていなくてもいろいろな社会経験、優れた能力を持っている方を学校教育に入っていただくと。そのために一定のまた教職認定を受けているところで1年間ということ、そこを受けなければもうだめだということではなくて、やはりこの人を使いたいという御要請に応じた形でできるようにということと考えておりますので、今後の対応、退職のような事態、あるいは学校教育に対する要請事態も非常に多様になってきておまして、いわゆる教員免許という形だけで対応できないいろいろな分野ができてきております。

そういう方を活用する分野について、特別非常勤講師の制度でありますけれども、常勤という形で来ていただくという制度。これは私どもも活用していただきたいと思っております。

福井専門委員 是非そういう方向でと思っておりますが、もう一つ、情報提供の意味でお願いしたいのは、私立学校の理事長や校長からのお話でも、この制度はほとんど知られていないんです。少なくとも私どもが直接いろいろお聞きした限りでは、そういう制度があるんだったら採用したい先生はいる、だけれども、やはり事前に免許がないために採用しづらかったというようなことを事後的に、初めて知りました、としておっしゃる方がかなりの比率います。

私立学校に対しても採用時点でこういう制度もあるんだということを考えて母集団を豊かにされてはどうですか。それらをもっともっと周知徹底していただくと、もっと先生の層も厚くなると思います。

山中審議官 私学も一応、平成16年度で26名ぐらいは特別免許状が出ているようですが、おっしゃるように、これは免許状制度でございますので国公私問いません。

福井専門委員 我々の保護者アンケートの選択肢にもございましたが、むしろこういう制度でない形の一般的な免許状主義を前提に考えられていた、ある大学付属有名私立小学校でも、要するに特別免許状というのがあれば、それを使っていたかもしれない。しかし、言わば非常勤で1年間やってくださいとののはなぜか。優秀だったらその間に通信教育で免許を取ってもらって常勤にしますということで、大変優秀な音楽の先生を採用されたという事例を私どもは承知しているんですが、むしろこの特別免許状についてちゃんと周知徹底されていて、一種の基準があれば、そんな迂遠なことをしないでいきなり立派な方に来てもらえたかもしれないということもあるわけです。そういう意味でも是非周知をお願いしたいと思います。

安念専門委員 白石委員の第2番目の御質問。つまりユーザーにとにかく評価させよう。それにインセンティブ、場合によっては首にするというのを結び付けてくれなければ、それは評価になりませんよという、その1点について御見解を。

山中審議官 教員評価でございますけれども、最終的には評価していくのは任命権者で、教員の場合は県費負担教職員制度というのが公立学校の小中学校にありますので、市区町村が服務監督権者であって内申して、都道府県の方が任命権者という流れになります。



ですから、普通そここのところで都道府県と市区町村の役割がありますけれども、基本的には市区町村、雇っているところがしっかりと教育評価をしていくということになってきて、その際にどういう観点をその教員の中に入れていくのかという点であると思います。

そのときに必ず保護者の評価、あるいは子どもの評価というものを教員の評価というシステムの中に必ず入れていくという仕組みを制度として作ってはどうかという御提言と思っています。

これはやはり服務監督権者として、どういう点で評価していくのかということ判断するのはそれぞれの服務監督権者である市区町村、都道府県の学校ですと都道府県教育委員会の方が判断していくんだと基本的には思っております。

白石副主査 31 ある学校運営協議会。これは保護者に人事権を持たせるとするのであれば、各都道府県に運用面でどのように指導通達をしていらっしゃるのでしょうか。何を判断基準の根拠に保護者が人事について物を言えるような状況になっているのか。そこを詳しくお教えいただきたいと思います。

山中審議官 これは学校運営協議会の制度というのは今年の9月から行われている制度ですけれども、教育委員会、まずは市町村の教育委員会がありますので、市町村の教育委員会が小中学校を設置しております。その場合について言いますと、市町村の教育委員会が指定する学校の運営に関して協議する機関ということで、地域の住民あるいは保護者が学校運営に参画していくという組織として、学校運営協議会を設置できるということを法律で決めております。

学校運営協議会の委員については教育委員会が任命をするということになっております。その学校運営協議会に指定されました学校の校長はその指定された学校の運営について、教育課程の編成ですとか、その学校についての基本的な方針というものをつくって、その基本的な学校の運営方針を地域学校運営協議会の承認を得なければならないということになっております。

もう一つ、学校運営協議会はその当該指定学校の職員の採用、その他任用に関する事項につきまして、当該職員の任命権者に対して意見を述べるということになっております。これは法律上の仕組みでございます。

学校運営協議会と校長との間で意見の違いがあつたような場合どうするんだろうということがございます。この点については、かなり議論になりましたけれども、この場合には指定学校の運営に著しい支障が生じていると認められる場合には、その教育委員会はその指定を取り消すんだということ。

白石副主査 任用採用について意見を述べることができるというのであれば、明確なガイドライン、たとえばどういう先生を採用したいか。どういう資質を持った先生にうちの学校に来てほしいかというような明確な指針がなければ、単にあの先生は好き嫌いとは非常に主観的な判断基準がそこに入るような気がするんですけれども。

山中審議官 具体的に任用に関する意見があります場合は、それぞれの教育委員会の方

でその教員の任用とかそういうものについて、どういう形で判断していくのかという仕組みもつくっております。

白石副主査 具体的にそれを御紹介いただくと、どんな仕組みがあるんでしょうか。

山中審議官 ちょっと今、手元にございませんで、例えば、都内でございますと、足立区の小学校とか杉並区の小学校、あるいは京都市の小学校等、具体的にやっているところがございますので、それもこういう仕組みを実際に行うという場合は、やはり突然やるというわけではございません。先生の御懸念のように地域とその学校との信頼関係が大切だと思います。

白石副主査 足立区は毎年校長先生が変わっているところですね。違いましたか。五反野小学校とは違うんですか。

樋口審議官 補足させていただきますが、今の例は五反野小学校の例ですね。御案内のとおり3年間研究開発学校制度でこのコミュニティースクールというのをやってまいりまして、当会議体からの御提案もいただいて、コミュニティースクールを法制度化しようということで地教行法を改正させていただきました。

1つはイギリス型の公立学校における学校理事会制度を日本の中に持ち込んだらどうか。ただ、イギリス型のものも20~30年かかって熟度を増しながら、いわゆる理事会のメンバーが合議体でその教職員の人事等について、意思形成をしていくという形での長い経過の中で理事会制度ができ上がっていますので、日本の場合は合議体としての学校運営協議会が教職員の人事について意見を申し述べることはできる。ただ、それが反映されないでは意見の言っぱなしだから、任命権者がきちんとそれを尊重すると。いわゆる意見を述べるということと任命権者がこの意見を尊重するという規定をセットで地教行法の中に盛り込んで、これでもって学校運営協議会が学校運営協議会が学校運営の基本方針のみならず、人事についても意見を申し述べるような仕組みをつくったわけです。

五反野小学校等では確かに毎年変わった。これは法制度が施行される前の話なんですけれども、実験的にやったところが学校運営協議会が校長がリーダーシップを発揮していただく意味で、こういった方になっていただいたらどうだろうかということで変わった事例はあるようでございますが、そこはもう学校運営協議会は個々人の好みとかそういうことではなくて、合議体としてどういうふうに教職員人事について考え、意見を述べるかということはそこで御判断いただいていくということになるかと思っています。

白石副主査 お時間がございますので、後ほどで結構ですので、山中審議官が御存じの範囲内でこれを実施している各教育委員会がどのような判断基準を独自に作っているかというような資料をお出しいただくことは可能でございますか。

山中審議官 学校とかそういうところで、どういう形で実施されているかということですか。

福井専門委員 今の論点に関して、現行の制度で、私どもはやはり非常に限界があると考えているので特に2つ申し上げます。

1つは、イギリスなどの学校運営評議会なり学校理事会の制度の前提は、先ほども総括主査から御披露申し上げましたように、基本的に保護者・生徒評価を必ずやるんです。ほかは全部付録です。基本的に保護者や生徒が教員なり学校なりについて満足度とか、あるいは学力向上についての寄与度とかをちゃんと評価して、勿論最終的にそれは人事権者が使うんです。その個別の教員評価が個々に全部開示されたりするわけではないけれども、少なくとも人事権者は必ずそれを見た上で人事をやる。そこが日本と決定的に違うところなんです。

日本は保護者や制度と言わばユーザーオリエンテッドな評価が全くなくて、言わば合議体に入った人たちが非常に限定的な情報の下で何か意見を言うといっても、これは無理ですね。基準もありませんし、實際上わかるわけもない。この意味において、そっちがないと、要するにユーザーによるきちんとした評価があって初めて適切な人事ができるというルートが存在すると思います。

もう一つは、やはり諸外国ではある意味で常識になっていますし、しかもその人事権者にとっての保護者情報というのは、日本の場合には人事権者は校長と2段階あるわけですね。だけれども、校長の評価だけ聞いて、今、人事権者、特に都道府県教員の場合は人事をやっている。だけれども、校長が全部見られますかということなんです。クラスに全部入って教え方の逐一まで教師を本当に客観的に評価できますかということなんです。

だから、校長の意見があってもいい。だけれども加えて保護者評価は必ず教委に行くようになっていないとまともな評価にはならない。それはもう欧米の先進諸国が当然のように導入している仕組みです。

草刈主査 続けて補足的に申し上げますが、どうもさっきから話を伺っていると、教員評価というところで認識にかなりずれがあるのかなと。というのは、やはりさっき山中審議官がおっしゃったPDCAサイクルのCのところの話をしているわけです。これはやはり校長や教頭だけではわからない。誰がやるかと言ったら、やはり一番の受益者であり直接関連者である生徒であり保護者である。この辺の人たちの評価なしに教員を評価するというのは極めて荒唐無稽というか乱暴ではないかと。

校長先生、教頭先生がマネジメントとして先生を評価する。こういう視点は必要だと思いますけれども、やはりユーザーの評価というのがまずあって、それに校長先生の評価があって、それを任命権者とおっしゃっているので、その教育委員会の方にちゃんと提出するという仕組みが望ましいのではないかと思うんですが、そこがやはりずれているなという感じがしてしょうがない。

話は違いますが、学校の学習指導要領というのがありますね。これはお国が決めておられると。それと同じように、やはり指針としての教師評価要領みたいなものをそちらでお作りになって、ユーザーの評価とマネジメントの評価という両面両立てのそういう評価制度をお作りになってはいかがかというのが我々の言っていることです。

樋口審議官、突然で恐縮ですが、そちらからもらった中教審の資料で学校評価に関する

1枚紙があるんですが、参考4で抜粋と書いてあります。

実は私は驚嘆したんですけれども、真ん中辺に「今後、更に学校評価を充実していくためには」とあって、「学校・地方自治体の参考に資するよう大綱的な学校評価のガイドラインを策定する」云々と書いてある。

学校評価を充実していくために、学校と地方自治体の参考に資するためにやるんですか。私はてっきりサービスの受益者のためにやるんだろうと思っていたのに、いわゆる地方自治体の参考になるようにやるのであるとすれば、これは極めてピント外れではないか。

ことほどさように、どうも中教審の思想というのはそっちの方にばかり目が行っていて、子どもとか保護者のところに視点が行っていないということの意味するのかなと思って、これは大事な点なので、樋口審議官に伺いたかったんですけれども。

樋口審議官 中教審は今回の審議の過程で、地域に信頼される学校づくりということが学校の基本的な改革の方向性として考えていかないといけない。これはしっかり押さえていこうと。

ただ、今回この学校の評価については「骨太の方針」でも今年度中に学校評価のガイドラインを作ると。学校評価の具体的な実施主体は学校であること。これは事実なものですから、学校が具体的に学校評価を効果的、法的に行っていくためにガイドラインを作っていくまいやうということをお示ししているのであって、それは向こうに当然、保護者や地域にとって信頼されるような学校になるような学校評価のそういう事業展開を図っていただきたいということであって、確かに言葉としては書かれていないかもしれませんが、実施主体である地方自治体とか学校がこういう評価のガイドラインに沿って、そのときに評価を行っていくときに、それでは保護者とかお子さん方のそういう意見表明とかお考え方をどのように入れる、入れないということは今後一つの検討課題かもしれません。

福井専門委員 ちょっと懸念を持ちますのは、外部の中に地域住民と保護者が並んでいることです。我々は極めて違和感を持ちます。要するに地域住民も勿論学校にとって大事かもしれない。だけれども、何をさて置いても一番重要なのは保護者、生徒です。学校は生徒がちゃんと教育を身に付けるために存在しています。そこがあれば、後は全部付録です。

その観点がこの中教審の答申を拝見しても、本当にこれは保護者や生徒に向いているんだろうかと思うわけです。自己評価の実施・公表。これは当たり前ですね。だけれども、自己評価というのは何ですかということなんです。自己評価についても本当に重きを置けますかということなんです。

これは先月、私もオランダやイギリスの調査に行っただけで、現場の校長先生や教育行政の方には、日本では自己評価が話題になっていますと言うと笑うわけです。何の意味があるんですかというのが先方の反応ですね。

要するに本人が本人で判断するというのは、やっではないかということはないけれど

も、それが本質ではないはずですね。外部の中に地域住民と保護者が並んでいる。これも極めて奇妙ではないかと思うんです。やはり本来は保護者ですね。

その視点をやはりもう少しクリアーにさせていただく必要があるのではないかと思うんです。我々の資料の資料4にも、イギリスの小学校などでは、生徒に対して、私はクラスが好きだとか、あるいは学校を楽しんでいる、保護者に対しても、嫌がらせを受けていない、先生はちゃんと私の子どもを公平に扱っているとか、どの保護者も関心を持つような、極めて真っ当な質問をどこの学校でもアンケートで毎学期ごとにやっているわけです。日本でできないという理由があるんでしょうか、というのが我々の正直な問題意識です。

樋口審議官 おっしゃる趣旨は私どももすくとんと入ってまいります。御案内のとおり、私どもは自己評価で自己完結しない。当然それは外部評価を加味している。そして、評価と公開はセットだと。

ですから、今は努力義務ですから、先ほど説明しましたように、これはきちんとやはりすべての学校で評価と公開をセットでやっている。その中に外部評価を組み込んでいただくということは方向性として考えていかないといけない。これはもう御指摘のとおり。

保護者と地域住民というのはやはり地域の信頼される学校づくりということで、我々は地域に根ざした学校づくりを進めてきましたので、当然その中核には保護者がまずイの一番で来ますけれども、地域の方々にやはり理解される学校になっていかないといけない。これは地域運営協議会をつくったときの制度趣旨も、これはイギリスの公立学校の理事会も単に保護者出身だけではなくて地域の方々も参画した形での学校運営協議会ということになっています。

福井専門委員 万が一にも保護者 or 地域住民が外部評価だというようなことに決してならないようにお願いしたい。保護者&プラス だと思います。

樋口審議官 それはおっしゃるとおりです。

白石副主査 もう一つの懸念は、主語は現在、学校評価はとなっているんですが、学校そのものというのは、それぞれの教職員の集合体であって、まず個々の評価なくしては学校全体の評価というのは成立しないと思うんです。

ですから、主語が学校評価になっているのに、なぜここに教職員及び学校評価はというふうに並列的に書きにならないのか。

樋口審議官 私どもは教員評価は教員評価で、別のところで記載をさせていただいております。私たちは学校評価は評価としてきちんと進めると。教員評価は教員評価で別途やるということで、両立てできちんとやっていこうと。

それは当然別々のものではなくて、相互をリンクさせながら評価・公開して学校運営改善につなげていくと思っております。

宮内議長 議論は多々あるかと思いますが、この問題の論点がかなり明確に示されたということだと思います。この公開討論の目的はここで結論を出すということではなく、議論の対立点と言いますか、ニュアンスの違いも含めまして明確化することが一つの目的でござ

います。このテーマにつきましてはまだいろいろ御意見あるかと思えますけれども、一応打ち切らせていただきまして、2つ目のテーマでございます。

学校選択制と情報公開。このテーマに関しまして、引き続き御意見の交換をお願い申し上げたいと思えます。

福井専門委員 学校選択制ですけれども、先般も別の事務ヒアリングの場で多少話題になった点ですが、現在は、言わば自治体というか、教育委員会が必要と認めたときだけ選択制にできるという非常に限定的な施行令、規則の書き方になっているわけです。これは必ず意見を聞く、ないしは意見を聞いて保護者の意見を尊重すると、選ぶ側についてはっきりした位置づけを法令で明記していただきたいと考えておりますので、そのような方向で御検討いただけませんか。

山中審議官 学校が複数ある場合に、通常は地理的条件を中心にして学校を指定していく。それに応じた形で学校のクラスは、何人くらい生徒は来るだろうか、それに合わせた形で学校の校舎整備とか教員の配置をしていくということがあると思えます。

そういうことを背景にして、学校を設置しております市町村が、この地区のここの子はこの学校に行きましょうということを指定していくという仕組みでございます。

これは全国一律に保護者なりが希望するという制度をするかどうかという点につきましては、これはそれぞれの市町村がそこに設置している学校について、どこの範囲の子どもたちを入学させるかということは判断していくことが基本であると思っております。

福井専門委員 しかし、内閣府の調査によっても学校選択制導入に賛成するというのは64%です。反対はわずか1割しかない。これは国民の意思ではないでしょうか。

それから、オランダ、イギリス、スウェーデンについても、学校選択制については国が統一方針を示しています。勿論、自治体運営の学校は幾らでもヨーロッパにございますが、学校選択制をしないという選択は国が許していないんです。なぜなら子どもや保護者の権利だという考え方に基づいているからです。

要するに、学校とか教育委員会のために教育制度があるんじゃなくて、国民や保護者・生徒のためにあるんだから、学校を選択させるということはマストであって、させない自由を自治体あるいは学校に与えないという選択をしている国が現に複数存在しているわけです。

これは地域の実情という問題ではなくて、子どもや保護者の権利という観点から選択肢を提供しなかなければならないのだと考えていただきたいと思えます。

勿論、おっしゃったように1つしか自治体内に学校がないとか、物理的に通える範囲に1校しかない。こういう場合は仕方ないかもしれませんが、選択し得る物理的環境にある場合に、選択させないことが地域の実情に応じて合理的だという事情は私には想像もできない。もしそうさせない、選択を許さないという選択が合理的になるような地域というのがどういうものかというイメージがあれば教えていただきたいと思えます。

山中審議官 基本的には学校を設置している市町村の教育委員会、この市町村の教育委

員会が設置している学校について、どの範囲の子どもたちを想定して学校を設置するのかという考えだと思っております。

安念専門委員 ですから、どのような考え方が選択を許さないという判断を正当化するんでしょうか。

山中審議官 今まで学校区と言いましょか。実際上のある一定の区域の子どもたちはこの小学校であるとか、そういうことを設定したというのは地理的な条件というもの、特に小学校でございますと、通える範囲というものがあつたりしますので、そういうものもあると思います。

福井専門委員 これは私の見聞する例だけでも随分あります。地理的に歩いて数百メートル以内のところに2つ3つある。だけれども、選択ができないという自治体は幾らでもあります。

山中審議官 当初学区と言いますか、こういうことについての弾力化というのが行われたのは、確かに先生御指摘のように学区ではあるけれども、境目で、こっちの方が近いという実態があるんじゃないかというような場合に、なぜ遠くの学校でなければいけなくて、近くの学校に行けないのか、そういうことは不合理という要請もあって、それで選択というか、指定した以外のところに選択ができるということが行われたのはまさにそういう地域です。

福井専門委員 勿論、境界線上というのは非常に限定的ですけれども、そうじゃなくて、実際に徒歩圏に境界線上ではなくて複数存在している。だけれども、選択させないというところがあるんです。なぜでしょうか。合理的な理由がわからないのです。

現に選択制を導入している品川区など幾つかございますね。そういうところでは区内全部どこでも選べるというところが結構あるわけです。この落差は一体何なんでしょう。たまたま居住地によってそんな落差が生じることを合理的に説明できるとは到底思えませんので、選択の自由を保護者や生徒に許すが基本方向ではないでしょうか。

さっき草刈主査から申し上げたように、骨太方針という内閣の方針に、学校選択制について、地域の実情に応じた導入を促進し、全国的な普及を図る、とあるんです。だから、導入を促進し、全国的な普及を図るのは政府の意思ですから、これに沿って評価したときに、現在の小学校8.8%、中学校11.1%というのは、余りにも過少な数字です。だから促進・普及を図るという観点から見れば、政府の方針として施行令や規則の書き方ももうちょっと工夫していただくべきではないかと考えるわけです。

山中審議官 基本方針の中でも地域の実情に配慮しということでございますので、それは最終的に判断していくというのは市町村の教育委員会がその学校設置をしていく責任者の立場として決めていくことだと思っております。

福井専門委員 地域の実情というのは、例えば物理的に1校しか通えないとか、自治体内に1校しかないとか、そういう極めて限定的な事情を指していると理解しています。もしそうじゃないということであれば、先ほどから繰り返し御質問申し上げますよ

うに、徒歩圏とかに複数学校があって、だけれども、選ばせないことが合理的な地域の実情になるのかということ論理的に説明していただかないと、到底納得できません。

これは政府の方針です。自治体が勝手にやるんだったら、内閣で閣議決定などいたしません。内閣として「導入促進、全国的な普及を図る」と書いてあるわけですから、内閣の意思の実現に関して、誠実に我々は協力していくべき責務があると思います。

八代委員 ちょっと補足させていただきたいんですが、今あえて言われなかったんですが、文部科学省、あるいは文部科学省の審議会の中には、競争自体が悪であるという思想があるのではないかと。だからこそ学校選択制は望ましくないという意見があると理解しておりますが、それについてはいかがでしょうか。

山中審議官 義務教育の中での競争の議論というのは1つあると思います。これは例えば教育学者などの中で義務教育の中でどれだけ競争ということを持ち込むことが適切なのかという議論はあろうかと思えます。

八代委員 山中審議官はどちらの立場を取っておられるのでしょうか。

山中審議官 ここは私個人の意見を申し述べる場ではないと思っておりますので。

八代委員 それは閣議決定の議論もありまして、なぜ促進すべきかと書いてあれば、他の委員もいろいろ言っておられるように、消費者の利便性から選択できるように学校間の競争を促進という思想が入っているわけで、単に地域の実情だけではないはずなんです。

勿論、それは地域の実情を加味しなければいけないけれども、基本構想はやはり学校間の競争の促進、それによって消費者の選択肢が高まるということがあるわけではないでしょうか。

白石副主査 山中審議官は官房審議官としてここに御出席でございますので、ここでの御意見は個人的な意見ではないと思っておりますので、是非審議官とのお立場を明確にさせていただければと思います。

山中審議官 この方針でも述べられているように、これは地域の実情に応じて導入を促進するという事で全国の普及を図っていくということだと思っております。つまり、制度として全国津々浦々、どこの市町村でもこういう制度を導入しろという形で国として一律にそういう方針を示すということなのかどうかと。

私ども義務教育ということで国は標準的なものは示すということですがけれども、基本的な方向というのは、義務教育につきましても、それぞれの地域なり保護者なりの方の考え方、そういうものを反映できるような学校運営であり、あるいは教育委員会であってほしいという形での地方分権を進めようというのが基本的な方策でございます。

そういう場合にどういうシステムを取るかということについて、今までそれぞれの市町村の教育委員会の方にその判断を委ねていたところでございます。

それについて一律に全国的にそういうシステムをとらなければならないということ国が決めるという方向を打ち出すということは、そのような趣旨とは異なってきます。

福井専門委員 失礼ながらこの骨太方針の主語は誰でしょうか。政府あるいは内閣が導



入を促進し、全国的な普及を図ると読むんです。主語あるいは主体は国です。地域が勝手にやるんだったら、閣議決定には書きません。

更に繰り返し申し上げますように、国としては基本的には「導入促進、全国普及」なんです。だけれども、例外的に地域の実情によって、このような学校選択制の導入をすべきでない何か特殊な事情があるんなら、その理由を明らかにした上でやらないこともできるというのが普通の日本語の読み方であり、法令の読み方ではないですか。

だとすれば、地域の実情で、学校選択制を、徒歩圏に複数学校があるにもかかわらず、許すべきでない、ということについて、1つでも結構ですから、合理的な論拠を教えてください。

山中審議官 今、基本的にやっているのは、地方分権と言いますか、それぞれの地域の実情に応じた形での制度設計と言いますか、そういうものを進めていきたいというのが大きな方針です。

福井専門委員 それだったら、何で施行令とか規則で、国の法令で、このような学校選択制について記述するんですか。地方分権のために、そういうことについて国や法令が何も言えないのであれば、施行例と規則を直ちに廃止していただく必要はありませんか。

山中審議官 これはそういう仕組みがとれるということについて書いております。

福井専門委員 国が決めているわけでしょう。

山中審議官 学校選択制の議論につきましては、いろいろ昔からあると思いますけれども、初めに出てきたのは昭和62年、臨時教育審議会の中の答申でございます。その中でここに御指摘ありますように、保護者の方が学校について選択するということが實際上非常に困難であるという校区の指定になっているという指摘があって、それを踏まえてのものです。

福井専門委員 経緯は結構ですけれども、いずれにせよ、この制度の枠組みを作っておられるのは文部科学省であり国であり政府ですよ。そこは間違いありませんね。

山中審議官 そうです。

福井専門委員 ですから、政府が枠組みを作るんです。枠組みの作り方について既に内閣は方針を決めているんです。それは導入促進であり、全国的な普及なんです。国として、政府としてこういう方針で法改正等も含めて臨むという政策的意思決定は既に下されているんです。それを踏まえて具体的な施策を考えていただく必要があります。

山中審議官 私どもとしては、そういう形での弾力的なものをそれぞれの市町村の判断でできるんだと。それはできることということで今までできていましたけれども、既にそれを施行規則、省令という形で明確にここで書き込んでおります。学校選択制を導入する場合には保護者の意見を聞くとか、そういう手続的な部分を書き込んだ。そこは既に明確にしております。

福井専門委員 この骨太方針が出てから何か法改正されていますか。

山中審議官 基本的には学校選択制と言いますか、こういうものを導入するかどうかと

というのは、学校を設置している市町村がその実情に応じて。

福井専門委員　そういうことではなくて、骨太方針が出たということは、前と違う何らの方針を内閣として決めたということです。骨太方針が出てから一切法令改正とか通達が出されていないんでしょう。だったら、それは閣議決定違反じゃないですか。

山中審議官　学校選択制について、地域に応じたものを促進するという、私どもとしても、一体どういう形で、例えば全国的に学校選択制が導入されてきているかとか、どういう形で具体的に先ほどおっしゃられた品川区の中でも全区の中で選べるとか、隣接の小学校とか学校、そういう中から選べるとか、学校選択制といっても、それぞれの地域に合わせた形でいろんな工夫をしながら導入していきっているわけです。

福井専門委員　政府として骨太方針以降何をなさったかだけ教えていただけませんか。いいですか。政府として内閣が導入を促進し、全国的な普及を図るという閣議決定以降に文部科学省がなさった施策を具体的に教えてください。

山中審議官　学校選択制についての実施状況、そういうものの調査の結果を各都道府県にお示しして、こういう形で学校選択制というのが実際に行われています。その行われているのも全国でどういう地域で行われているのか。東京都の品川とかいうところは著名ですけれども、他のところでも行われている。

福井専門委員　失礼ながらこの骨太方針が出るまで、どこで何%やっているかも調査されたことはなかったんですか。

山中審議官　今はっきりしませんけれども。

福井専門委員　ということは、その程度のことも認識されないで今まで法運用をされてきたという自体が問われるべきだと思います。どこでやっているかとか、何%やっているかというのは所管行政庁として当然毎年リアルタイムで把握すべきデータだと思います。その上で、内閣が決めた導入促進、全国的な普及とは、単に数値を公表しましたとか、どこでやっていますという情報提供をしました、などとは全く違う意味だと思います。ここはこれ以上議論しても、と思いますので、お持ち帰りいただいてよく御検討ください。

草刈主査　最後に言うておきますが、全国的な普及を図るというのは、地方の各教育委員会では出来ないのです。全国的な普及を図るのは文部科学省しかできないんです。そうでしょう。だって全国的な普及を図ると京都市が言ったってできない。それをやりなさいと言っているんです。それに対して何もしていないじゃないかというのが福井専門員が言っている話で、8.8%とか10%くらいだったら全国的な普及になっていないからそれをもっと促進しろと言っているわけです。これについては別途議論させてください。

樋口審議官　1点だけ、確かに御案内のとおり今は1割前後しかないんです。イギリスにおいては、1980年代からの教育改革の中で、1988年教育改革法を含め、学校選択制の導入を段階的に進めてきたが、今まだ我が国の場合は10%になっている。それをどういう形で行政的にやればスムーズに学校選択制が普及していくのかということは考えていく必要がある。

確かに 15 年に選択でできるように我々は制度改正したんですけれども、それから 2 年たった。実態はおそまきながらやっと把握した。これを踏まえて、ではどうやっていくかということは、これは単なる法令改正の問題なのか、普及を図るといのは別途我々としても、そういった方向で全国に対していろんな助言や援助を行いなから実質的に普及されていくようなことを考えるのか。

具体的に就学案内という形を通して個々の家庭に伝わるわけですから、そういったものを活用できないのかとか、いろんなことはまさに骨太の方針を受けて、ここの会議での御議論を経て、いずれ具体化していかないといけない問題であろうかと思っております。

安念専門委員 大変結構です。施行規則 32 条は、私どもの言うように改正していただけるということでございますね。

樋口審議官 いろんな選択肢を。

福井専門委員 最終的には是非 100 % を目指していただくように協力していければと思います。

白石副主査 就学案内について、私どももそれを何回か見ておりますが、「この決定に対して不服があるときには申し立てる」という非常にお役所言葉で紋切り調に書いてあるんです。きちんと意見を申し述べて、学校が選べるようになっていきますというわかりやすい表現を是非工夫していただければと思います。

福井専門委員 別のテーマですが、情報開示は、今日もほんの一端として、オランダ、イギリスの例をお示ししておりますけれども、かなり細かい項目について、ホームページで全ての学校について誰でもアクセスできるというのが、欧米先進諸国の常識になっているわけです。日本では、自己評価すらなかなか公表されていないというのはかなり隔りがあるわけで、情報開示項目についても、どういう項目がリーズナブルな開示項目かを考え、それについて基本的には全部公表することなどを、かなりシステムティックにやっていた必要があると思います。

特に学力調査については中教審の内部等でいろいろ異論も含めて議論があるとは聞いていますが、これについては少なくともオランダ、イギリス、スウェーデンやベルギー等も含めて行う必要がある。学力調査、勿論個人情報とは別です。しかし、学校ごととか、教科ごとでくるめた数字を、保護者や学校運営者たる納税者が知る権利があるというのは世界的潮流です。それについてくるめた数字も公表してはならないなどということだと、納税者として、そんな学校にお金を出して運営してもらうことなど到底成り立たない議論だと思えます。学力調査結果は、勿論それだけではございませんが、学校が学力を向上させる場である以上、学力についての情報開示のない学校情報開示はあり得ないと私どもは考えておりますので、学力調査結果については、諸外国の標準的な集計結果を踏まえて、恣意的に出さないとか、あるいは学校ごとでくるめないなどという選択が決してなされませんよう、確実かつ正確に学校の評価に使えるような、保護者オリエンテッドな、あるいは生徒オリエンテッドな情報開示を是非ともお願いしたいと思います。

山中審議官 今回の学力調査については、1つは目標設定を明確にするということはありませんけれども、その目標設定に対してどういう形で到達しているんだという形での全国的な学力調査を実施しようという方向で中央教育審議会のほうで検討しております。

具体的な内容をどうしていくのというところは、今後詰めていくということになっております。

その場合の実施の内容ですとか、あるいはその結果をどこまで公表していくかという結果の取扱い、そういうことについても今後議論していくということになっております。

ここでの御議論の中でそういう御意見が強かったということは中央教育審議会の方にも伝えますけれども、いずれにしても、ここについては先ほどおっしゃられましたけれども、中央教育審議会の中でも、こういう学力調査をしっかりとやることによって、子どもたちの指導方法の改善に向けた手がかりを得ると。子どもたちの学習の改善に関係するんだと。子どものためにやるわけですけれども、実施に当たっては子どもたちの学習意欲の向上に向けた動機付けを与える観点も考慮しながら、学校間の序列化や過度な競争等につながらないような十分な配慮が必要であるという、配慮事項というのも書き加えられているところでございます。

福井専門委員 失礼ながら、序列化につながらない、という配慮は私は理解できないんです。別に序列を付けて学校に優劣をつける必要はない。けれども、序列が、学力テストを実施した結果を公表することで、結果的に見えるようになるからこそ、例えば去年より平均的な学力を下げた学校は、ひょっとしたら学校選択制の下では生徒・保護者が逃げ出すかもしれない。それでは困ると思って、校長以下教職員が一丸となってちゃんと学力でパフォーマンスを上げられるように努力しようと思うわけです。

教職員だけが学力テスト結果を把握して、消費者たる生徒・保護者が知りようがないようにしておいて、いわばごまかして生徒を獲得しようなどということを正当化する「序列化が反対だ」という議論は、私どもはナンセンスだと思います。そのようなことに決してならないように、ある意味では序列化が結果的にもたらされるかもしれないけれども、差があるなら差があるということを、正直に堂々と、税金を使って学校運営をやっている以上開示していただきたいと思います。

山中審議官 この学力調査によって教育をより充実するんだという動機付けになる。それによって子どもの教育がよくなるんだと。そのためにやるということで考えていくということでございます。

今、現実にも都道府県別で、全国的な悉皆みたいな調査ではありませんけれども、都道府県でも悉皆で学力調査をやっているという県もあります。そういう中に学校別の成績を公表しているという県もございます。

あるいは、そういうものをまだ公表していないというところもあります。

福井専門委員 学校別に公表したところで何か具体的に支障が起きたということは把握されておられますか。

山中審議官 今のところその県からは、それによって支障がこういう形で起きたということは聞いておりません。

福井専門委員 ということは、ある意味では社会実験が済んでいるわけですから、その点非常に普及にはずみがつく有益な成果だと思いました。

白石副主査 今日はマスコミの方もたくさん来ていらっしゃると思いますので、誤解がないように申し上げておきたいと思うんですが、当会議が求めている情報公開というのは、何も学力面だけではなく、先ほど草刈主査もおっしゃっていましたように、コーラスの指導に全国唯一の先生がいるとか、体力テストがどれだけ上回っているという総合的な情報公開でございますので、勉強の面だけで序列をつけるのではなく、多面的、かつ総合的に学校の情報公開をするということでございます。是非誤解のないようお願いしたいと思いません。

宮内議長 いろいろまだ御意見があろうと思えますけれども、本件につきましても、まだ両方おっしゃりたいことがあることはよくわかりますが、意見の相違という面がある程度浮き彫りにできたのではないかと思いますので、意見交換ということの所期の目的を十分達したように拝聴させていただきました。

そういうことで本日の2つのテーマにつきましては、以上でもって意見交換を終わらせていただきまして、一番最初に申し上げましたバウチャー制度の検討の進捗状況につきまして、お聞かせいただきたいと存じます。

樋口審議官 簡単に御報告申し上げます。

今日の新聞紙面に出ておりましたが、私ども教育バウチャー制度については、当会議の御指摘も受けまして、17年度から検討を開始する。骨太の方針でも18年度中に検討・結論を得るとなっておりますので、おそまきながら私どもとしても教育バウチャーの研究会を内部の人間だけではなくて、外部の有識者を入れて、それもいろんなバウチャーについての賛成の方もおられますし、慎重論者もおられますが、さまざまな方をお入れして、それを研究しながら文部科学省としてこの教育バウチャー制度についての検討、結論を出していきたいということで、10月31日バウチャー研究会を発足させていただきました。

当会議でも既に諸外国の調査研究をされたかと思いますが、私どもも11月末にかけて、諸外国の実態把握をしながら、我が国でどのようなバウチャー制度が考えられ得るのか、その成否も含めて十分検討してまいりたいと。18年度中には結論を得るべく、今後この教育バウチャーの研究会でしっかりとした検討を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

福井専門委員 これについては文部科学省としての一定の方向なり腹案なりというのはあるんですか。それとも、研究会にすべてお任せというスタンスでしょうか。

樋口審議官 有識者からさまざまな専門的な角度からの御意見を賜って、文部科学省の責任において政策判断をしていきたい。その政策判断に資する材料を、この有識者の方々から賜りたいと思って研究会を立ち上げました。

福井専門委員 失礼ながら、研究会のメンバー構成を拝見しますと、はなからパウチャーを絶対認めるべきでないという方がかなりの比率で入っておられる。私どもが拝見したそういう方々の文献等においても、私どもにとっては必ずしも説得的でない論拠で、非常に強硬な反対論を述べていらっしゃる。これは、足して2で割る、あるいは多数決を取るということだと、最初から結論が見えているので、その研究会にすべて政策判断を投げるなどということではなくて、是非お願いしたいのは、まさに内閣として、これも骨太方針で、パウチャーについてちゃんと検討するということが決まっているわけで、その一員として文部科学省も検討をされるし、我々は我々でまたやっていますし、別に対立する必要はないので、お互いに情報を持ち寄って連携して、少しでもいい制度を作る必要がある。

要するに、政府としてどう決めるかというのが最終目標ですので、そういう観点で協力しあっていけるという御理解でよろしいですね。

樋口審議官 当然のことながら、文部科学省の責任において、18年度中に検討、結論を得るという方向でやっていくわけで、その際に外部有識者の御意見を拝聴しながら、意味のある形で検討を進めていきたいということでございますので、丸投げで研究会にお出しするわけではない。

ただ、いろいろおっしゃられましたけれども、金子郁容さんという、このパウチャー制度について大変深い理解のある方もお入れしまして、十分御議論いただこうと思っておりますので、それは決して慎重論者だけの場ではないと私どもは理解しております。

福井専門委員 意見分布の人数比率を気にしたものですからね。

草刈主査 金子さんがそんなにパウチャーに御執心とも思えないし、私は名簿を見て福井先生が入っていないから、おやっと思ったんです。

これは非常に基本的な問題なので、我々としても2回ほど実態調査、現地調査も含めてやって、ずっと文部科学省と話すチャンスを待っているんだけど、全然来ない。そちらの研究会の作業の途中でチャンスがありましたら、すぐ申し上げますし、もし、余り変な方向に行くんだったら、これはかなり戦術強化を図らなければいけないので、それだけ申し上げておきます。

福井専門委員 もう一つだけ、この骨太方針は、やはり内閣として18年度内に結論を得るということになっていきますので、勿論文部科学省も内閣の一員として主語ですが、内閣府規制改革民間開放推進会議も当事者ですので、御一緒に結論を得る必要があるという前提で御協力のほどお願いします。

宮内議長 まだこれからすり合わせをさせていただく部分も随分あろうかと思えます。少し時間が過ぎてしまいましたけれども、本日の御議論では、同じ方向を向いていながら、それが正しい道だと思っているところと、いやいやなのかなというところがあるんじゃないか。例えば私は過去の規制改革で学校選択制というのをやりましたので、とうの昔に改革されたと思っておりました。それが、まだ8.8%というのは、普通の常識だったらこれは開放していないということになるのかなという感じがいたします。

教育というのは、国が指定して、これを国民に配給するという考えから、教育は受け手である児童・生徒・保護者、この人たちを満足させるというのが目的であるとする、43%から不満足だと言われているサービス業というのは、危機的状況を過ぎているという認識が、ひょっとしたら我々の教育を語る時の一番最初に持たないといけない事実です。そこからどう変えていくということで、やはり遅過ぎるということも問題だし、幅が狭過ぎるということも問題だということではないかということをお話をお聞きしながら感じましたので、蛇足でございますけれども、付け加えさせていただきたいと思います。

草刈主査 一言、今日いろいろお話しして、もうちょっと議論をすれば結構いいところに行くんじゃないかという話と、これはだめだなとかいろいろありまして、我々も非常に生煮えになっておりますので、また、機会を見てこういう形がいいのか、あるいは別の形がいいのか、御相談しますので、是非積極的に議論の場を作ることについては御賛同いただきたいと。よろしく申し上げます。

樋口審議官 私ども改革の方向性については、宮内議長がおっしゃられたとおり、同様のものがあるかと思っています。ただ、具体のスピード感をどのようにしていくのか。現行制度の枠の中でどういうふうにスピード感を持ってやっていくのかということについて、よく御相談させていただきながら、年末の答申案に向けて御協力をさせていただきたいと思っております。

宮内議長 言葉じりをつかんで申し訳ございませんが、改革のためには、やはり現行制度を変えていくということが私どもこの会議の使命だというふうに思っておりますので、その点も御理解いただければと思います。

私どもも年末の答申に向けまして、引き続き御議論させていただきたいと思っておりますので、何分よろしく御協力のほどをお願い申し上げたいと思っております。

本日は御多用のところをおいでいただきまして、本当にありがとうございました。本日の公開討論は以上をもちまして、閉会とさせていただきます。